農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、 土地、 水、 バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用すること

ができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、 農山漁村において農林漁業の健全な発展と調 和 \mathcal{O}

とれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、 農山漁村の活性化を図

るとともに、 エネルギーの供給源の多様化に資することを目的とする。

(定義)

この法律において 「再生可能エネルギー電気」とは、 再生可能エネルギー発電設備を用いて次に掲

げるエネルギー 源 (次項において「再生可能エネルギー源」という。)を変換して得られる電気をいう。

一太陽光

二風力

 \equiv

水力

四 地熱

五. バイオマス (動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの (原油

石油ガス、 可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)

六 前各号に掲げるもののほ か、 原 油 石油ガス、 可燃性 天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される

製品 以外の エネルギー 源のうち、 電 気のエネルギー源として永続的に利用することができると認められ

るものとして主務省令で定めるもの

2 この法律において 「再生可能エネルギー発電設備」 とは、 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備

及びその附属設備をいう。

3 この法律に お いて 「農林地等」とは、 次に掲げる土地をい 、 う。

農地 (耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。) 又は採草放牧地 (農地以外の土地で、 主とし

て耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。 以下同じ。) 及び開

発して農地又は採草放牧地 (以下「農用地」という。) とすることが適当な土地

木竹の生育に供され、 併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の 目的に供される土地

(農用地及び次号に規定する林地を除く。)

 \equiv 木竹の集団的な生育に供される土地(主として農用地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使

用される土地を除く。 以下この号及び次条第二項第三号において「林地」という。) 及び林地とするこ

とが適当な土地

匹 再 生可 能 エネル ギー 発電設備又は農林漁業の健全な発展に資するものとして農林水産省令で定める施

設 (以 下 「農林漁業関連施設」という。)の用に供される土地及び開発して再生可能エネルギー 発電

設

備 又は農林漁業関連施設の用に供されることが適当な土地で農山漁村にあるもの (前三号に掲げる土地

を除く。)

五. 前各号に掲げる土地のほか、 これらの土地との一体的 な利用に供されることが適当な土地

(基本方針)

主務大臣は、 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発

電 0) 促 進に関する基本的 な方針 (以 下 「基本方針」という。) を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化

の意義及び目標に関する事項

農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進 このため

の施策に関する基本的事項

農用地 及び 林地 (以 下 「農林地」という。) 並びに漁港 (漁港漁場整備法 (昭 '和二十五年法律第百三

十七号)第二条に規定する漁港をいう。 以下同じ。) 及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可

能 エネルギー 電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

兀 再 生可 能 エネルギ Ì 発電 設備 の整備と併せて行う農林地 の農林業上の効率的 かつ総合的 な利用

その 他 の農林漁業 \mathcal{O} 健 全な発展に資する取 組 \mathcal{O} 促進に関 する基本的 事 項

五. 前各号に掲げる事項のほか、 次条第一項に規定する基本計 画 の作成に関する基本的事項

六 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮

すべき重要事項

3 基本方針 は、 地球 温 暖化の防止を図るため の施策に関する国 の計画との調 和が保たれたものでなければ

ならない。

の確保

- 4 主務大臣は、 基本方針を定めようとするときは、 関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、 基本方針を定めたときは、 遅滞なく、 これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本計画)

第四条 市 町 村は、 基本方針に基づき、 当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再

生 可 能 エネルギー電気の発電 の促進 に関する基本的な計画 (以下「基本計画」 という。) を作成すること

ができる。

- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
- 前号に掲げる区域において整備する再生可能 エネルギ 発電設備 の種類及び規模
- \equiv 再生可 能 工 ーネルギ] 発電設備の整備と併せて農林 地 \mathcal{O} 農林業上の 効率 的 か つ 総合的 な利 用 \mathcal{O} 確 保 を図

る区 域を定め る場合にあっては、 その 区域 及び当該区域 にお いて実施する農林地 の農林業上 の効率的 か

つ総合的な利用の確保を図るための方策

匹 前号に掲げる事項のほか、 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発

展に資する取組に関する事項

3 基本 計 画 に お 1 、ては、 前項各号に掲げる事 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ にか、 農林漁業 の健全な発展と調 和 \mathcal{O} とれ た再生 口 能 工

ネ j レ ギ 電 気 \mathcal{O} 発電 \mathcal{O} 促進に関する目標その 他 主 |務省令で定める事 項を定めるよう努めるものとする。

4 基本 計画には、 第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほ か、 当該基本計画を作成する市 町

村 が 行う農林 地所有権移転等促進事業 (再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設 の円滑 な整: 備

及びこれらの 用に供する土地 \mathcal{O} 周 辺 \mathcal{O} 地 域に お ける農林地 \mathcal{O} 農林業上 $\overline{\mathcal{O}}$ 効率的 か 0 総合的 な利 用 \mathcal{O} 確 保 を

义 るため 行う農林 地等に つい て \mathcal{O} 所 有 権 \mathcal{O} 移転又は 地上 権 賃借的 権若しくは使用貸借による権 利 \mathcal{O} 設 定

しくは移転 (第十六条において 「所有権の移転等」という。) を促進する事業をいう。 第一号及び同条第

項に おいて同じ。) に関する次に掲げる事項を定めることができる。

一農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

二 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

 \equiv 設定され、 又は移転される地上権、 賃借権又は使用貸借による権利 の存続期間又は残存期間に関する

基準並びに当該設定され、 又は移転される権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の

算定基準及び支払の方法

四 その他農林水産省令で定める事項

5 第二 項 第一 号に掲げる区域 は、 地 域 \bigcirc 農林漁業の健全な発展に必要な農林地 並 びに漁港及びその 周 辺 \mathcal{O}

水 域 の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産省令で定める基準に従い、 定めるものとする。

む 市 町 村に対 į 基本 計画 \mathcal{O} 作成に 0 1 ての提案をすることができる。

の整備を行おうとする者は、

当該整備を行おうとする地域をその区域に含

7

前

項

 \mathcal{O}

市

町

村

は、

同

項

 \mathcal{O}

提案を踏まえた基本

計画を作成する必要が

な

1

と判

断したときは、

その旨及び

6

再生可能エネルギー発電設備

そ \bar{O} 理 由 を、 当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。

8 市 町 対は、 基本計画を作成しようとする場合において、 第六条第一項に規定する協議会が組織され

るときは、 当該 |基本計画に定める事項につい て当該協議会におけ る協 議をしなけ ればなら ない。

9 基本 計 画 は 農業 振 興 地 域域 整備 計 画そ 0 他 法律の 規定による地域 振 興に 関 でする計 画 地 域 森林 計 画その

他法 律の規定による森林の整備に関する計画 並びに都市計画及び都市計 |画法 (昭和四十三年法律第百号)

第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなけれ

ばならない。

10 市 町村 地地 球温暖化対策の推進に関する法律 (平成十年法律第百十七号) 第二十条の三第三項に規定す

る指定 都市等に限る。) は、 基本計 画 \mathcal{O} 作成に当たっては、 同条第一項に規定する地方公共団体実行 画

との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

11

市

町

村

は、

基本計画を作成したときは、

遅滞なく、

これを公表するよう努めなければならない。

12 第五 項 か 5 前項までの 規定は、 基本 計画 の変更について準用する。

(都道府県の援助)

第五条 都道 足府県は、 基本計画を作成しようとし、 又は作成した市町村に対し、 農林漁業の健全な発展と調

和 のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置に関し必要な情報提供、 助言その他 の援

助を行うよう努めるものとする。

(協議会)

第六条 基本計画を作成しようとする市町村は、 基本計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協

議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 基本計画を作成しようとする市町村
- 当該 市 町 村の区域内において再生可能エネルギー発電設備 の整備を行おうとする者
- \equiv 当該市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、 関係住民、 学識経験者その他の当該市

町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、 協議会の構成員は、 その協議の結果を尊重しなければな

らない。

4 前三項に定めるもののほか、 協議会の運営に関し必要な事項は、 協議会が定める。

(設備整備計画の認定)

第七条 再生可: 能エネルギ 一発電設備の整備を行おうとする者は、 農林水産省令・環境省令で定めるところ

により、 当該 整備に関する計 画 (以 下 「設備整備計画」 という。)を作成し、 基本計画を作成した市町村

(以下 「計画作成市町村」という。)の認定を申請することができる。

2

整

備をしようとする再生可

能エネ

ル

ギー

発電設備

 \mathcal{O}

種類

及び規模その

他

|の当該再生可能

エネ

ルギー

発

- 設備整備計画においては、 次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 容並 びに当該整 を行う
- 電設 備 \mathcal{O} 整 備 \mathcal{O} 内 備 期 艒

健全な発展に資する取組 \mathcal{O} 内容

前

号の

再

生

可

能

工

ネ

ル

ギ

1

発電

設

備

 \mathcal{O} 整

備と併せて行う農林漁業関連

施設の整備その

他

!の農林:

漁

業

 \mathcal{O}

第一号の 再生可 能 エ ネ ル ギー 発電設備又は前号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、

地 目 及び 面 積又は 水域 \mathcal{O} 範 用

兀

第

号

 \mathcal{O}

整

備

及

び

第

二号

 \mathcal{O}

を実施するために必要な資

金

の額及びその

調

達方法

- 取 組
- 五. その 他農林 水産省令 環境省令で定める事 項
- 3 に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、 計 画 作成市 町村は、 第一 項の規定による申請があった場合において、 その認定をするものとする。 その申請に係る設備整備 画 が 次
- 設 備 整 備 計 画 \mathcal{O} 内 容が基本計画に適合するものであり、 かつ、 申請者が当該設備整備 計画を実施する

見込みが 確実であること。

地番、

が 備 管 及び 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等 理す 同 る漁 項第二号の 港 \mathcal{O} 区 域 農林漁業関連 內 \mathcal{O} 水 域 文は 施設をいう。 公共空 地 に おい 以下同じ。) て行う行為であ の整備に係る行為が、 (前項第一号の 0 て漁港漁場 再生可能 整備 当 該 法 エネルギー 第三十 計 画作 九 成 条第 発電 市 町 村 設

全区 が に 管 お 設備 域 理する海岸保全区域 いて同じ。 を 整備 1 計 い 画に記載された再生可能 同 内において行う行為であって同法第七条第 法第四 + (海岸法 条第 項 第 i 昭昭 和三十 にエネル 二号及び第三号に規定するも ギー 年法律第 発電設備等の整備 百 号) 項又は第八条第 第三条 $\overline{\mathcal{O}}$ に係る行為が、 に \mathcal{O} 限 規定に る。 次項 により 項の 第 当該計 許 指定され 七号及び 可を受けなけ 画作 第 た海 成 市 岸保 町 村 れ

する事項が

同条第二項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

許

可

を受け

なけ

れ

ば

なら

な

V

ŧ

 \mathcal{O}

であ

る場合に

は、

当

該

再

生可

能

エ

ネ

j レ

ギ

発電

設

備

等

 \mathcal{O}

整

備

に

関

第二 項 (同 法第八条第二項に お *(*) て準用する場合を含む。 エネルギ の規定によりこれらの許可をしては 項が ならな

ばならないものである場合には、

当該再生可能

一発電設備等の整備に関する事

同

法第七

条

計 画 作 成 市 町 村は、 前項の 認定をしようとする場合において、 その申請に係る設備整備 計 画 に記 職され

4

1

場

合に該

当

しな

いこと。

ギー た再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは 当 該 発 電 設 備 設 整備 備 等 計 \mathcal{O} 整 画に 備 つい に係る行為が て、 あら 第 か でじめ、 号、 第二号及び第四 それぞれ当該 各号に定め 号か ら第十号までに掲げ る者に協 議 Ļ る行 当 該 為 再 生 \mathcal{O} 可 1 ず 能 れ 工 ネ か ル

該当す

う も

0

で

ある場合にあ

って

は、

その

同

意を得なけ

れ

ば

なら

な

ため 九号) 0 しく 四ヘク 地と併る は 地 第四 使用 を農地以外のものに タ 条第一 せて採草放牧地 及び収益を目的とする権 ĺ ル を超り 項又は第 える農 五条第 に つ 地 を農 7 又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権 て権利を取得する場合に限る。 項 莉 地 \bigcirc を取得する行為であって、 以 外 許 可を受けなけ \mathcal{O} も の にする場合又は れば なら な 農地 匹 V 農林 ク 法 Ł ター \mathcal{O} 昭 水産 同 和二十七年法律第二百二十 ル 大臣 を超り \mathcal{O} 事 える農 業 \mathcal{O} 地 目 若 的 に 供 は する

 \mathcal{O} しく 許 は 地 可 を受け 使 を農地以外の 角及び なけ 収 益を目的とする権利を取得する行為であって、 れ ものに ば なら な 1 Ł 又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有 \mathcal{O} (前号に掲げる行為を除く。 農 地 法第四 都 道 府 条第一 県 知 事 項又は第五 条第 権 項

 \equiv

集約

酪

地

域

(酪農及び

肉用牛生産

の振興に関する法律

(昭

和二十九年法律第百八十二号)

第三条第

項 の規定により指定された集約酪農地域をいう。 第十条において同じ。) の区域内にある草地 (同法

第二条第三項に規定する草地 をいう。 第十条において同じ。) において行う行為であって、 同 法 1第九条

の規定による届出をしなければならないもの 都道府県知事

匹 森林 法 (昭 和二十六年法律 第二百四十九号) 第五 条第 項 \mathcal{O} 規定によりたてられた地 域森林 計 画 0) 対

象となっている同項に規定する民有林 (保安林 (同法第二十五条又は第二十五条の二の規定に ょ 5り指: 定

され た保安林をいう。 以下同じ。) 並びに同法第四十一 条の規定により指定された保安施設 地 区 \mathcal{O} 区 域

内及び海岸法第三条の 規定により 指定された海岸保全区域内 \mathcal{O} 森林 (森林法第二条第 項 に規定する森

林 をいう。) を除く。 第十 条第 項に お į١ て 「対象民 有 林 という。 にお いて行う行為であって、

森林 法第十条の二第 項の許可を受けなけ ればならない も の 都道 府県知事

五. 保安林にお いて行う行為であって、 森林法第三十四条第一項又は第二項 の許可を受けなければならな

いもの 都道府県知事

六 都 道 府 県が ·管理· す んる漁港 \mathcal{O} 区域内 1の水域 文は 公共空地 にお いて行う行為であって、 漁港漁場整備 法 第

||一十九条第一項の許可を受けなければならないもの||都道府県知事

七 第七 海岸保全区域 条第一 項又は第八条第 (当該計画作成市町村が管理するものを除く。 項 \mathcal{O} 許 可を受けなければならない も の 内において行う行為であって、 海岸管理者 (同法第二条第三項に 海岸法

規定する海岸管理者をいう。 第八項 E お į, て同じ。)

八 国立公園 (自然公園法 韶 和三十二年 法律第百六十一 号) 第二条第二号に規定する国立公園 を いう。

第十 四条において同じ。) の区域内において行う行為であって、 同法第二十条第三項の許可を受けなけ

れ ば ならない もの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならない もの 環境大臣

九 玉 |定公園 (自然公園法第二条第三号に規定する国 [定公園をい . う。 第十 应 1条に お いて同じ。 0 区 |域内

に お いて行う行為であって、 同法第二十条第三 項 \mathcal{O} 許 可を受けなけ ń ばならない ŧ 0 又は同法第三十三

条第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事

+ 温 泉法 (昭和二十三年法律第百二十五号) 第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければな

らない行為 都道府県知事

5

協 農林 議 が 水産大臣 あった場合において、 . 又 は 都道 府県 当該協 知事 は、 議に係る再生可能エネルギー 前 項第 号又は第一 二号に掲げる行為に係る設備整 発電設備等の整備に係る行為が、 備 計 画 に 次に掲 1 7 \mathcal{O}

げる要件に該当するものであると認めるときは、 同項の同意をするものとする。

農地を農地以外のものにする場合にあっては、 農地法第四条第二項の規定により同条第一 項の許可を

することができない場合に該当しないこと。

農用 地を農用地 以 外の ŧ のにするため当該農用地に ついて所有権又は使用及び収益を目的とする権 利

を取得する場合にあっては、 農地法第五条第二項の規定により同条第一 項の許可をすることができない

場合に該当しないこと。

6 環境大臣 又は都道府県知事 は、 第四項第八号又は第九号に掲げる行為 (自然公園法第二十条第三項 の許

可 に係るも Ō に限る。) に係る設備整備計画 につい ての協立 議が あ った場合において、 当 |該協 議 に係 る再 生

可能 エネルギ 一発電設備等の整備に係る行為が、 同条第四項の規定により同条第三項の許可をしてはなら

な い場合に該当しないと認めるときは、 第四 項の同意をするものとする。

7 都道 府県知事 は、 次の各号に掲げる行為に係る設備整備! 計 画に つい ての協 議が、 あった場合にお いて、 当

該協 議 に係 る再生可 能 工 ネ ル ギー ·発電 记設備等 \mathcal{O} 整 備に係る行為が、 それぞれ当該各号に定める要件に該当

するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

第四項第四号に掲げる行為 森林法第十条の二第二項の規定により同条第一 項の許可をしなければな

らない場合に該当すること。

第四 項第五号に掲げる行為 森林法第三十四条第三項又は第四項の規定により同 条第 項 \mathcal{O} 許 可 をし

なけ ればならない場合又は同条第五 項の規定により 「同条第二項の許可をしなければならない場合に該

すること。

第四項第六号に掲げる行為 漁港漁場整備法第三十九条第二項の規定により同条第 一項の許可をしな

ければならない場合に該当すること。

兀 第四 項第十号に掲げる行為 温泉法第四 「 条 第 項 (同法第十一条第二項又は第三項にお いて読 み替え

て準用する場合を含む。) の規定により同法第三条第一項又は第十一条第一項の許可をしなけ ればなら

ない場合に該当すること。

8

海岸管理者は、 第四 項第七号に掲げる行為に係る設備整備計 画 に うい ての協 議が あ 0 た場合にお いて、

当該: 協 議 に 係 る再生可 能 エネ ールギー ·発電 設備等の 整 備 に係る行為が、 海岸法第七 条第二項 (同 法 第 八条第

二項において準用する場合を含む。) の規定により同法第七条第一項又は第八条第一項の許可をしてはな

らない場合に該当しないと認めるときは、 第四項の同意をするものとする。

9 都道 府県知事 は、 次の各号に掲げる行為に係る設備整備計 画 に つい ての協 議が あった場合において、 第

兀 項 \mathcal{O} 同 意をしようとするときは、 それぞれ当該各号に定める者に協 議 L なけ n ば ならな

第四 |項第| 一号に掲げる行為 (当該行為に係る土地に二ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る

。) 農林水産大臣

第四項第十号に掲げる行為 (隣接都府県における温泉 (温泉法第二条第一項に規定する温泉をいう。

 \mathcal{O} 湧出 量 温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。 環境· 大臣

環境· 大臣 は、 前項 第 一号の規定による協議を受けたときは、 関係都 府県の 利 害関 係者 の意見を聴 カゝ なけ

ればならない。

10

11 都道府県知事 は、 次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、 第

匹 項 \mathcal{O} 同 意をしようとするときは、 それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 第四項第二号に掲げる行為 都道府県農業会議

二 第四項第四号に掲げる行為 都道府県森林審議会

 \equiv 第四項第十号に掲げる行為 自然環境保全法 (昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定によ

り置かれる審議会その他の合議制の機関

(設備整備計画の変更等)

第八条 前条第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けた者 (以 下 「認定設備整備者」という。) は、 当該 認定に係る設 備 整備 計

画を変更しようとするときは、 農林水産省令・環境省令で定めるところにより、 計 画 置作成市 町 村 0 認定を

受けなければならない。 ただし、 農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、 この限 りでな

\ \ \

2 認定 設 備整 備 著は、 前項ただし書 1の農林・ 水産省令· 環境省令で定める軽微な変更をしたときは、 遅滞な

く、その旨を計画作成市町村に届け出なければならない。

3 計画; [作成市 町村は、 認定設備整備者が前条第三項の認定に係る設備整備計画 (第一項の規定による変更

の認定又は 前項 の規定による変更の届 出 が あったときは、 その変更後の もの。 以 下 「認定設備! 整 備 計 画

という。 に従って再生可能 エネルギー 発電 設備等の 整備を行 つてい ないと認めるときは、 その認定を取

り消すことができる。

4 前条第三項から第十一 項までの規定は、 第一 項の認定について準用する。

(農地法の特例)

第九 条 認 定 設 備 整備者が 認定設備整 備 計 画 に従っ て再生可能 エ ネ ル ギ Ì ·発電 設 備 等 \mathcal{O} 用 に供することを目

的 て農 地 を農地 以 外の ŧ \mathcal{O} にする場合に は、 農地 法第四 条第 項 \mathcal{O} 許 可 が あ 0 たも \mathcal{O} とみなす。

2

認定設備整

備者が認定設備整備計

画に従って再生可能

エネ

・ルギー

発電設備等の用に供することを目的

て農用地を農用地以 外のものにするため当 該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権 利

を取得する場合には、 農地法第 五条第 項 \hat{O} 許可 が あ 0 たものとみなす。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例)

第十条 認定設 備整備者が認定設備整 備 計 画 に .従って: 集約酪農地 域 の区域内にある草地にお į, て再生可 能 エ

ネルギ 発電設備等を整備するため行う行為については、 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第九条

の規定は、適用しない。

(森林法の特例)

第十一 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って対象民有林において再生可 能エネ ルギー ·発電 設備

を整備するため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、 当該許可が

あったものとみなす。

2 認定 設備 整 備者が 認定設備整備計 画に従って保安林にお いて再生可 能 エネル ギー 発電設備等を整備 する

ため森林法第三十四 [条第 項又は第二項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、 これらの

可があったものとみなす。

(漁港漁場整備法の特例)

第十二条 認定設 6備整 一備者が : 認定設備整備 計 画 に従って漁港 の区域内の水域又は公共空地にお いて再生可 能

工 ーネル ギー 発電設備等を整備 するため 漁港漁場 整備法第三十九条第 項の 許可を受けなければならない 行

為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

(海岸法の特例)

第十三条 認定設備整 |備者が認定設備: 整備 計 画 に従って海岸保全区域内にお いて再生可能 工 ーネルギ 発電 設

備等を整備するため 海岸法第七条第 項又は第八条第 項の許可を受けなければならない行為を行う場合

には、これらの許可があったものとみなす。

(自然公園法の特例)

第十四 条 認定設 6備整 |備者が認定設備整備 計 一画に従って国立公園又は国定公園 (T) 区 域内におい て再生 口 能 エ

ネ ル ギ 1 発電 設 備等を整備す るため自然公園 法第二十条第三項 の許可を受け なけ n ば ならな 1 行 為を行

場合には、当該許可があったものとみなす。

2

認定設備整備者が認定設備整備

計

画に従って国立公園又は国定公園の区域内において再生可能

エネ

ル

ギ

] 発電 設備等を整備するため行う行為につい ては、 自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、 滴

用しない。

(温泉法の特例)

第十五条 認定設 6備整 備者が認定設備整備計画に従 って 再生可能 エネ ルギー 発電設備等を整備するため温 泉

法第三条第一 項又は第十一条第 項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、 これらの許 可 が

あったものとみなす。

、所有権移転等促進計画の作成等)

第十六条 計 画 作 成市 町村 (第四: 条第四項各号に掲げる事項が記載された基本計画を作成した市 町 村 に限る

おうとするときは、 転等を受けたい 次条において同じ。 旨の 農林・ 申 出 は、 があ 水産 省令で定めるところにより、 0 認定設備整備者から認定設備整備計 た場合におい て必要があるとき、 農業委員会の決定を経て、 その 画に従って農林地等について所有 他農: 林 地 所有権移転等 所有 権移転 促 進 事 等 ・業を行 促 進 \mathcal{O} 計 移

画を定めるもの

2

所有

権移転等促進計

画

12

お

いては、

次に掲げる事項を定めるものとする。

所 有権 の移転等を受ける者 の氏名又は名称及び 住 所

前号に 規定する者が 所 有 権 \mathcal{O} 移 転等を受ける土地 \mathcal{O} 所在、 地 番、 地 目 及び 面 積

三

第

号に規定する者に前号に規定する土

地

に

0

7

7

所

有

権

 \mathcal{O}

移

転等を行う

者

 \mathcal{O}

氏

名又は

名

称

及び

住

所

兀 第 号に規定する者が移転を受ける所有権の 移転 \mathcal{O} 後に お ける土 地 $\overline{\mathcal{O}}$ 利 用 目 的 並び に当該 所 有 権 \mathcal{O} 移

転 \mathcal{O} 時 期 並 びに移転 の対価及びその支払 の方法

五. 第 号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権 賃借 権 又は使用貸借による権 利 \mathcal{O} 種 類 内 容

土 地 \mathcal{O} 利 用 目 的を含む。) 始 期 又 は 移 転 \mathcal{O} 時 期、 存続 期 間 又 は 残 存 期 間 並 び に 当該設定 文は 移転 を受

ける 権 利 が 地上権又は賃借権 である場合に あっ ては 地代又は借賃及びその支払 の方法

六 その他農林水産省令で定める事項

3 所有 権移転等促進計画 は、 次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

所 有権 移転 等促進 計 画 \mathcal{O} 内 容が 基本計画 に適合するものであること。

前項第二号に規定する土地ごとに、 同 <u>'</u>項第 号に規定する者並びに当該 土地 にこ うい て所有権 地 上 権

永

小作権、

質 権、

賃借権

使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する

者 の全ての 同 意が得られていること。

 \equiv 前 項第四 号又は第 五号に規定する土 地の 利 用 目的 が、 当該· 土 地 に係る農業振興地域整備 計 画 都市 計

画その 他 \mathcal{O} 土 地利 用に関する計 画に適合すると認められ、 カゝ つ、 当該 土 地 \mathcal{O} 位置 一 及 び 規 模 並 び に 周 辺 \mathcal{O}

土 地 利用の状況からみて、 当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。

兀 所有権移転等促進計画の内容が、 認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の用

に供する土地 \mathcal{O} 周 辺 \mathcal{O} 地域 における農林地 の農林業上の効率的 か つ総合的 な利用の確保に資するように

定められてい ること。

五. 前項第二号に規定する土地ごとに、 次に掲げる要件に該当するものであること。

1 当該土地が農用地であり、 カゝ つ、 当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地 の利用目的

が 農用 地 \mathcal{O} 用に供するため のものである場合にあっては、 農地法第三条第二項の規定により 同 条第

項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

口 当該 土 地 が農用 地であり、 か つ、 当該 土 地 に係る所有権 の移転等が農地法第五条第 項 本 文に 規 定

する場合に該当する場合にあっては、 当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地 \mathcal{O} 利 用 目

的 が 認定設備整備計 画に記載され た再生可能エネルギー発電設備等の用に供するための もので あるこ

کے

当 該 土 地 が 農用地 以外 の土地 である場合にあっ ては、 前項第 一号に規定する者が、 所有的 権 \mathcal{O} 移 転 等

が 行わ れた後において、 当 該· 土地 を同項第四号又は第五号に規定する土地の 利用目的に即 して適正 カン

つ確実に利用することができると認められること。

(所有権移転等促進計画の公告)

第十 七条 計 画 作 成 市 町 村 は、 所有 権 移転等促 進 計 画を定めたときは、 農林水産省令で定めるところにより

、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(公告の効果)

第十八条 前条の 規定による公告があったときは、 その公告があった所有権移転等促進計 画の定めるところ

によって所有権が移転 Ļ 又は地上 権、 賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、 若しくは移転

る。

(登記の特例)

第十九条 第十七条の規定による公告があった所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、 政令で

不 動 産登記法 (平成十六年法律第百二十三号) の特例を定めることができる。

(主務大臣等)

第二十条 第三条第一項、 第四項及び第五項における主務大臣は、 基本方針のうち、 同条第二項第二号に掲

げる事項に係る部分については農林水産大臣及び経済産業大臣、 同項第五号及び第六号に掲げる事項に係

る部分については農林水産大臣及び環境大臣とし、 その他の部分につい ては農林水産大臣とする。

2 この法律に おける主務省令は、 農林水産大臣、 経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

この法律に規定する農林水産大臣及び環境大臣の権限は、 農林水産大臣の権限にあっては農林

水産省令で定めるところにより地方農政局長に、 環境大臣 の権限にあっては環境省令で定めるところによ

り地方環境事務所長に、それぞれ委任することができる。

(事務の区分)

この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、 次に掲げるものは、

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二条第九項第一号に規定する第一 号法定受託事務とする。

第七条第四 項第二号及び第十一項第一号(これらの規定を第八条第四 頃に お V て準用する場合を含む

0 の規定により 都道府県が処理することとされてい る事 務 同 <u>ー</u> 事 業の 目 的 に供するため二へクタ

ル を超える農地を農地以外のものにする行為又は同 一の事業の目的に供するため二へクタールを超え

る農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得す

る行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)

ることとされている事務 第七条第四 項 第五 号 (第八条第四項に (民有林 (森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。 おいて準用する場合を含む。) の規定により 都道 にあっては、 府 県 が 処理 同法 す

第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う

行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)

第七条第九項第一 号 (第八条第四項において準用する場合を含む。) の規定により都道府県が処理す

ることとされている事務

附則

(施行期日)

第一 条 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、 この法律の施行後十年以内に、 この法律の施行の状況について検討を加え、 その結果に基

づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

農山漁村における再生可能	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のう
エネルギー電気の発電の促	ち、次に掲げるもの
進に関する法律(平成二十	一 第七条第四項第二号及び第十一項第一号(これらの規定を第八条
四年法律第号)	第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処
	理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二へ
	クタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業
	の目的に供するため二ヘクタールを超える農地若しくはその農地と
	併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利
	を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)
	二 第七条第四項第五号(第八条第四項において準用する場合を含む
	。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(民有
	林にあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲
	げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係

る設備整備計画に係るものに限る。

三 第七条第九項第一号 (第八条第四項において準用する場合を含む

)の規定により都道府県が処理することとされている事務

0

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第四条 農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号) の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「(平成五年法律第七十二号)及び」を「 (平成五年法律第七十二号)、」 に改

め、 (平成十九年法律第四十八号)」の下に「及び農山漁村に お ける再生可能エネルギー -電気の発電 $\bar{\mathcal{O}}$

促進に関する法律(平成二十四年法律第

号)」を加える。

(農地法の一部改正)

第五条 農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一 項中第十六号を第十七号とし、 第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、 第九号の次に

次の一号を加える。

+ 農山 漁村における再生可能エネルギー 電気の発電の促進に関する法律 (平成二十四年法律第

号)第十七条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第四条第

四項の権利が設定され、又は移転される場合

第三条の三第一項中「第十二号及び第十六号」を「第十三号及び第十七号」に改める。